⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。
⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⒀　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。
⒁　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。
⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒃　本工事は、以下に示す対象工種において鉄筋加工組立（および吊鉄筋・吊バー組立）に該当する場合には、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事である。
（工種一覧）ケーソン製作工、本体ブロック製作工、根固ブロック製作工、上部コンクリート工、蓋ブロック工、場所打ちコンクリート工、基礎ブロック工

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係）における平成27・28年度「建設工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行い、受理されていること。ただし、本工事開札時において、「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていなければならない。なお、決定されていない場合は、当該工事の入札は競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾土木工事」における客観点数が1,150点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を950点以上とする。
⑷　平成11年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる㋑及び㋺の同種工事の実績を有すること。ただし、㋑及び㋺は同一の工事であること（特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員として出資比率が20％以上の実績であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。同種工事とは、以下のとおり。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者
㋑　「海上における質量500ｔ／函（バラスト等含む）以上の鉄筋コンクリート製ケーソンの据付工事」
㋺　「海上における異形消波ブロック据付工事」
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員
㋑　「海上における鉄筋コンクリート製ケーソンの据付工事」
㋺　「海上における異形消波ブロック据付工事」

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　技術提案に対する技術的所見が適正であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、本公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみ（特定建設工事共同企業体で申請する場合は、代表者及び代表者以外の構成員でそれぞれ１名ずつとする。）とし、２名以上申請した場合は欠格とする。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年４月１日から本工事の公告日までに、⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年４月１日から本工事の公告日までに、⑷②に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
④　専門技術力が適正であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑻　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した港湾土木工事のうち、平成24年度、25年度に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る請負工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
⑼　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満の請負工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記４⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。ただし対象は、平成18年９月１日以降の入札公告及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満となった場合は、請負工事成績評定通知書の通知日から１年間、北陸地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の請負工事成績評定通知書に限る。
⑽　本工事に係る設計業務及び発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本・人事面で関係がある者でないこと。（入札説明書参照）
⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。